

令和6年第2回定例会

長生郡市広域市町村圏組合議会会議録

令和6年8月29日 開会

令和6年8月29日 閉会

長生郡市広域市町村圏組合議会

令和6年第2回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会会議録

令和6年8月29日

出席議員（18名）

1番	金坂道人君	2番	岡沢与志隆君
3番	小久保ともこ君	4番	鈴木敏文君
5番	ますだよしお君	6番	常泉健一君
7番	鶴沢清永君	8番	袴田忍君
9番	麻生安夫君	10番	小川清隆君
11番	小倉利一君	12番	阿井市郎君
13番	梅澤哲夫君	14番	酒井良信君
15番	柴田孝君	16番	本吉敏子君
17番	松野唱平君	18番	御園生明君

欠席議員（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

管理者	市原淳君	副管理者	馬淵昌也君
副管理者	田中憲一君	副管理者	小高陽一君
副管理者	石井和芳君	副管理者	月岡清孝君
副管理者	平野貞夫君	病院事業管理者	阿部恭久君
代表監査委員	片岡修君	教職代理者	糸井仁志君
事務局長	渡辺裕次郎君	消防長	秋葉和彦君
水道部長	白井光夫君	公立長生病院事務部長	柴崎勲君
事務局次長	石崎康志君	消防本部次長 (総務課長事務取扱)	丸宏史君
水道部次長 (管理課長事務取扱)	大和久正君	事務局副参事 (環境衛生課長事務取扱)	杉崎正文君
事務局総務課長	鳥山禎之君	医療民生課長	唐津ひろみ君
公立長生病院 総務課長	堺谷正男君	会計管理者	田邊治幸君

環境衛生課主幹	渡 邊 稔 也 君	消防本部 総務課長補佐	高 橋 明 宏 君
視聴覚教材 センター所長	茂 住 卓 生 君	環境衛生 センター所長	安 井 一 仁 君
温水センター 所長	本 吉 智 久 君	長南聖苑所長	村 上 尚 子 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	岡 澤 靖 江	書	記	秋 葉 正 人	
書	記	野 元 保 裕	書	記	大 塚 将 史

議 事 日 程

令和6年8月29日 午前10時開議

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 議長の選挙
- 第 5 常任委員会委員の選任
- 第 6 議会運営委員会委員の選任
- 第 7 一般質問
- 第 8 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（交通事故に関する100万円以上の損害賠償額の決定及び和解について）
- 第 9 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第3号））
- 第10 認定案第1号～認定第4号の上程、説明、監査報告、質疑、決算特別委員会設置、決算特別委員会委員の選任、決算特別委員会委員長及び副委員長の互選、決算特別委員会付託
- 第11 議案第 1号 令和5年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第12 議案第 2号 令和5年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計建設改良積立金への積立てについて

- 第 1 3 議案第 3 号 令和 6 年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 4 議案第 4 号 令和 6 年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 5 議案第 5 号 令和 6 年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 6 議案第 6 号 長生郡市広域市町村圏組合病院事業医療技術者就業支度金貸付条例の制定について
- 第 1 7 議案第 7 号 職員旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 8 議案第 8 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 1 9 議案第 9 号 教育長の任命につき同意を求めることについて
- 第 2 0 議案第 1 0 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○副議長（金坂道人君） おはようございます。

茂原市の金坂でございます。諸般の事情により、副議長が開会いたします。

開会に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

本年6月、長生村の議長改選に伴い、組合同規約第5条2項の規定により、議長職議員として阿井市郎議員が、議会選出議員として岡本高直議員が本組合の議員となりました。今後の活躍を御期待申し上げます。

次に、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、一般会計予算繰越明許費繰越計算書、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、一般会計予算事故繰越し繰越計算書、地方公営企業法第26条第3項の規定により、水道事業会計予算繰越計算書並びに水道事業会計予算継続費繰越計算書について、8月1日付で管理者から調製した旨の報告がありました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業資金不足比率について8月7日付で管理者から報告がありました。先般、議案と一緒にお届けさせていただきましたので、御了承をお願いいたします。

また、監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。本日、お手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

書面による報告は以上であります。

次に、本日定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名はお手元に配付してございますので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

午前10時03分開会

○副議長（金坂道人君） ただいまから、令和6年第2回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は全員であります。よって、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

先ほど、議会運営委員会を開き、今定例会の運営について協議をいただきましたので、その内容について議会運営委員会委員長に報告を求めます。

岡沢議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（岡沢与志隆君） 議会運営委員会の報告を申し上げます。

先ほど、議会運営委員会を開催し、令和6年第2回定例会の日程及び会議の運営方法につきまして協議をいたしましたので、その結果を報告いたします。

お手元に、本定例会の議事日程を配付してございますので、御覧いただきたいと存じます。

日程第1といたしまして、「議席の指定」を行います。

日程第2といたしまして、「会議録署名議員の指名」を行います。

日程第3といたしまして、「会期の決定」を行います。この会期でございますが、提案されております議案等の内容から、本日1日としたいと思っております。

日程第4といたしまして、「議長の選挙」を行います。

日程第5といたしまして、「常任委員会委員の選任」を行います。

日程第6といたしまして、「議会運営委員会委員の選任」を行います。

日程第7といたしまして、「一般質問」を行います。通告者は、10番小川清隆議員であります。通告の内容につきましてはお手元に配付してありますので、御覧いただきたいと存じます。

日程第8から第9につきましては、「専決処分の承認を求めることについて」であります。

日程第10は、認定案第1号から第4号の上程説明を受けた後、質疑を行います。

なお、詳細なる審議は決算審査特別委員会が設置されることとなりますので、その委員会の中で審議されますようお願いしたいと思います。また、決算審査特別委員会委員につきましては慣例によりまして茂原市選出議員3名、町村選出議員各1名の合計9名をもって構成し、委員の選出については議会委員会条例第7条第1項により、議長が議会に諮って指名することとなります。

日程第11から第20につきましては、議案10件でございます。この議案10件につきましては、各々上程説明を受けた後、委員会付託を省略し、直ちに質疑、採決をするようお願いいたします。このうち、人事案件につきましては、上程説明を受けた後、委員会付託を省略するとともに、質疑と討論を省略し、直ちに採決するようお願いいたします。

なお、採決の方法は起立によりお願いしたいと思います。

以上が今定例会の運営に関する協議決定事項であります。

議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げ、報告を終わります。

○副議長（金坂道人君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

本日の議事日程は、ただいま議会運営委員会委員長から報告のあったとおりでありますので、御了承願います。

それでは、これより日程に基づき議事に入ります。

日程第1「議席の指定」を行います。

議席は会議規則第4条第1項の規定により、本職において指定をいたします。

11番に阿井市郎議員、12番に岡本高直議員を指定いたします。

日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第81条の規定により、本職において指名をいたします。

17番松野唱平議員、18番御園生明議員の両名を指名いたします。

日程第3「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の意向を尊重し、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（金坂道人君） 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日とすることに決定をしました。

日程第4「議長の選挙」を議題といたします。

ただいま、組合議長が空席となっておりますので、議長の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（金坂道人君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選に決定しました。

お諮りします。

指名の方法については本職において指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（金坂道人君） 御異議なしと認めます。

したがって、本職において指名することに決定しました。

議長に梅澤哲夫議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した梅澤哲夫議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（金坂道人君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました梅澤哲夫議員が議長に当選をいたしました。

ただいま議長に当選されました梅澤哲夫議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

梅澤哲夫議員に当選承諾の御挨拶をお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） ただいま議員各位の推挙をいただき、長生広域議会議長の重職を務めることになりました、白子町の梅澤でございます。

円滑な議会運営と広域行政の発展のため努力してまいりますので、皆様方の御指導、御鞭撻を賜りますようよろしく申し上げ、就任の挨拶とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。（拍手）

○副議長（金坂道人君） ただいま新しく議長が決まりましたので、議長と席を交代いたします。

梅澤議長は議長席をお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） よろしくをお願いいたします。

それでは会議を続けます。

日程第5「常任委員会委員の選任」並びに日程第6「議会運営委員会委員の任命」を一括議題としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） 異議なしと認め、「常任委員会委員の選任」並びに「議会運営委員会委員の選任」を一括議題といたします。

委員の選任は、議会運営委員会委員条例第7条第1項の規定により、議長において指名いたします。

総務委員会委員に、11番阿井市郎君を、企業委員会委員に12番岡本高直君を、議会運営委員会委員に12番岡本高直君を指名いたします。

お諮りします。

以上のとおり、総務委員会委員並びに企業委員会委員、また、議会運営委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしましたとおり選任することに決定いたしました。

ここで管理者から挨拶の申出がありましたので、これを許します。

管理者、市原淳君。

○管理者（市原 淳君） 令和6年第2回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、大変お忙しいところ、本定例会に御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、日頃より広域行政の進展に御指導、御協力を賜り、重ねて感謝を申し上げる次第でございます。

さて、先ほど議長から御報告がありましたが、6月に行われました長生村議会におきまして当組合議員が選出され、議長職議員として阿井市郎議員が、議会選出議員として岡本高直議員が就任されました。

議員の皆様におかれましては広域行政進展のため、御支援、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、組合議員を退任されました前議長の小倉利一氏におかれましては、就任中は広域行政の進展のため、多大なる御尽力をいただきましたことに衷心より御礼申し上げるとともに、今後一層の御活躍を御祈念申し上げます。

また、先ほど議長の選挙があり、新議長に白子町の梅澤哲夫議員が就任されました。梅澤議長におかれましては、今後の広域議会の運営に御尽力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

一方、執行部におきましては、構成市町村のうち4市町村において任期満了に伴う首長選挙がございました。その結果、一宮町では馬淵町長が、睦沢町では田中町長が、長生村では小高村長がそれぞれ再選を果たし、また茂原市では私、市原が市長に就任いたしました。共に広域行政を担当させていただくことになり、それぞれの職務に専念してまいり所存でございますので、議員各位におかれましては、今後とも御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

また、私市原が長生郡市広域市町村圏組合の管理者に推挙いただき、重責と感じておりますが、副管理者並びに組合議員各位の御鞭撻をいただきながら職務を全うする所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、このたび、茂原市長を退任されました田中豊彦氏におかれましては、16年の長きにわたり管理者として広域行政の発展のため、御尽力をいただきましたことに衷心より感謝を

申し上げます。

さて、当組合は昭和46年4月に設立して以来、圏域住民の生活に密接した環境衛生、消防、水道、病院及び介護認定等、20にも及ぶ事務を共同処理し、圏域住民の行政サービスの均一化と経費の削減を図ってまいりましたが、大規模な自然災害の多発や原材料価格の高騰などにより、財政状況は依然として厳しい状況が続いております。広域組合の財源が構成市町村の負担金に大きく依存している現状を勘案すれば、職員一人一人のさらなる創意と工夫、そしてしっかりしたコスト意識により、経費の節減に努めなければなりません。6人の副管理者とも十分協議調整の上、執行部一丸となり、各事業の効率化に努めてまいる所存ですので、議員各位におかれましても一層の御支援をお願い申し上げる次第であります。

次に、行政報告をさせていただきます。

初めに、環境衛生の関係でございますが、既に御周知しましたとおり、東金市外三市町清掃組合の環境クリーンセンターにおきまして、火災により粗大ごみ等の処理施設が稼働停止となり、当組合に応援要請がありましたことから、災害時等における廃棄物処理施設に関わる相互援助協定に基づき、7月10日から12月9日までの期間で1日最大7トンまでの受入れ協力を行っております。受入れにつきましては通常の処理に影響のない範囲で行っており、適正に全量を処理している状況でございます。

次に、新最終処分場建設事業につきましては、議員の皆様、また、地元地区の皆様の御理解と御協力により、事故なく工事が進捗しているところでございます。現在、土木建築工事では、焼却灰等埋立地の貯留構造物工事などに着手し、令和6年7月末現在の進捗率は23.5%でございます。

また、浸出水処理施設建設工事では、実施設計や各種届出が終了し、7月から現地に入り、現況測量等各種調査を実施しております。今後も令和8年3月の工事完了に向け、引き続き適正な施工管理の下、安全第一で工事を進めてまいります。

次に、長生病院の関係ですが、新型コロナウイルス感染症の対応につきましては、3月末をもって発熱外来を終了したところでございますが、公立病院の役割として、引き続き感染状況を注視しながら、発熱患者の診療と入院の受入れ等に取り組んでまいります。

さて、本定例会におきましては、令和5年度各会計決算の認定案を中心に16案件について御審議をお願い申し上げます。

私からは、令和5年度の各会計における決算について、概要を申し上げます。

まず、認定案第1号の一般会計歳入歳出決算であります。歳入総額は65億4,025万円余、

歳出総額は62億8,237万円余となり、歳入歳出差引残額は2億5,788万円余となりました。また、実質収支は翌年度へ繰り越すべき財源9,774万円余を控除すると1億6,013万円余となりました。今後とも経費節減と適切な業務の執行を図りながら、住民の皆様が安心して暮らせる地域づくりに努めてまいります。

次に、認定案第2号の特別会計火葬場斎場事業費歳入歳出決算であります。歳入総額は1億9,343万円余、歳出総額は1億8,025万円余となり、歳入歳出差引残額は1,317万円余となりました。実質収支も同額でございます。今後とも関係市町と十分連携を図り、適正な管理運営に努めてまいります。

次に、認定案第3号の水道事業会計決算であります。給水人口13万7千人余、給水世帯数6万4千世帯余、年間総給水量は1,922万立方メートル余となりました。また、年間有収水量は1,618万立方メートル余で、前年度に比べ0.04%減少しております。経理状況ですが、水道事業収益は47億3,643万円余で水道事業費用は43億9,185万円余となり、3億4,458万円余の純利益となっております。また、資本的収支については資本的収入が9億2,930万円余、資本的支出が23億4,651万円余となり、資本的収入が資本的支出に不足する額14億1,720万円余は当年度分損益勘定留保資金等で補てんいたしました。今後とも水需要に対応した安定給水に努め、健全な運営をしていく所存でございます。

次に、認定案第4号の病院事業会計決算であります。業務量で入院患者数は年間延べ2万6,800人余、前年度比に比べ14.6%増となっております。また、外来患者数は7万9,600人余で前年度比に比べ3.7%減となっております。経理状況ですが、病院事業収益の決算額は31億9,092万円余で、病院事業費用の決算額は32億9,845万円余となり、1億752万円余の純損失となりました。また、資本的収支については資本的収入が3億732万円余で資本的支出が3億5,455万円余となり、資本的収入が資本的支出に不足する額4,723万円余を過年度分損益勘定留保資金等で補てんいたしました。医療を取り巻く環境は医師の働き方改革が始まり、医療人材の不足、物価の高騰など、依然として厳しい環境が続いておりますが、今年度はアクションプランの最終年度にもなることから、一層の経営改善に努めてまいります。今後も長生病院が圏域内唯一の公立病院としてその役割を果たしていけるよう、議員各位におかれましては引き続き御支援賜りますようお願い申し上げます。

また、各会計の決算の認定に当たりましては、監査委員に審査をお願いし、様々な御意見や御指導をいただいております。経費節減と適切な業務の執行を図りながら、住民の皆様が安心して暮らせる地域づくりに努めてまいる所存です。

以上が各会計の令和5年度決算の概要となりますが、そのほかの議案につきましては、それぞれの担当者から説明をいたします。

議員各位におかれましては慎重なる御審議をいただきまして御可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます、議会の開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いたします。

○議長（梅澤哲夫君） 御苦労さまでした。

以上で、管理者の挨拶を終わりました。

日程第7「一般質問」を行います。

発言に入る前に申し上げます。

質問者は質問内容を簡明に述べるとともに、答弁者はその内容を的確に把握し、明確な答弁をされるようお願いいたします。

なお、質問の回数は議会運営委員会の決定により3回、時間は答弁を含め30分までといたしますので、御協力をお願いいたします。

それでは、通告に従い、10番小川清隆君。

○10番（小川清隆君） 議席番号10番の小川清隆です。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

防災についてです。

1点目は、令和5年度から進めている南消防署及び西消防署の用地購入に伴う契約等の進捗状況を伺います。

2点目は、統廃合等について、消防委員会の助言や答申などを参考に、構成市町村と意見を踏まえ、協議検討した結果、令和元年8月の管理者会議で、8消防庁舎から6消防庁舎への整備が決定したと聞いております。つきましては、消防本部、中央消防署の移転並びに西消防署と味庄分署の統廃合、南消防署と佐貫分署の統廃合についての計画を伺います。

3点目は、当初の消防庁舎建設等整備基本計画を作成した後、令和2年からより具体的な消防庁舎建設等整備組織再編実施計画を策定中と聞いております。つきましてはその内容はどのようなものか、そしていつ完成するのか、伺います。

1回目の質問は以上です。答弁よろしくお願いたします。

○議長（梅澤哲夫君） ただ今の小川清隆君の一般質問に対する当局の答弁を求めます。

管理者、市原淳君。

○管理者（市原 淳君） 小川清隆議員の一般質問についてお答えさせていただきます。

1点目の南消防署と西消防署の用地購入に伴う契約等の進捗状況についての御質問でございますが、南消防所建設予定地につきましては現在も土地所有者と交渉中でございます。西消防所建設予定地におきましては既に取得済みであり、登記についても完了しております。

次に2点目の消防本部中央消防署の移転、西消防署と味庄分署の統廃合、南消防署と佐貫分署の統廃合についての計画等についての御質問でございますが、消防本部、中央消防署の移転につきましては、南消防署の建設予定地が確定した後に、茂原市の候補地を改めて協議してまいりたいと考えております。

なお、消防本部、中央消防署の建設工事終了後に、西消防署と味庄分署、南消防署と佐貫分署の統廃合を考えております。

私からは以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 消防長、秋葉和彦君。

○消防長（秋葉和彦君） 消防本部から3点目の御質問に御答弁申し上げます。

消防庁舎建設等整備組織再編実施計画の内容についての御質問でございますが、現在の1消防本部、4消防署、4分署から、1消防本部、1消防署、5出張所へと新体制を構築し、消防力の強化を目的に組織の再編を図ろうとするもので、南消防署の建設予定地が確定した後に消防庁舎建設等整備組織再編実施計画を完成させる予定でございます。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 小川君、再質問ありますか。

○10番（小川清隆君） それではこれから再質問をさせていただきます。

1点目の南消防署建設用地予定地の取得は令和5年度から継続で所有者と交渉中とのことですが、問題点は何なのか。また、令和6年度中に取得できない場合、どのようになるのか、伺います。

西消防署は所有権移転も完了しているということですので、今年度での庁舎建設に伴う設計委託、用地地質調査委託はどのようになっているのか、伺います。

2点目の中央消防署の移転については、南消防所建設予定地が確定後に茂原市の候補地を改めて協議するということですが、6消防庁舎となる中央消防署が現在の場所から移転となった場合、茂原市内における火災救急等出場に伴う地域のバランスが悪くならないか、伺います。

3点目ですが、防災に強いまちづくりとして安心・安全の要となる消防本部、消防署は必要不可欠です。大災害が多発する昨今、圏域内でも甚大な被害が起きております。圏域住民

の負託に応えるため、一日も早く実施計画を完成させ、新体制の構築による職責などを含めた機構改革や消防基金の創設を考える考えはあるのか、伺います。

2回目の質問は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） ただ今の再質問に対し、当局の答弁を求めます。

消防長、秋葉和彦君。

○消防長（秋葉和彦君） 1点目の御質問ですが、まず、南消防署建設予定地の取得につきましては現在も土地所有者と交渉中でありますので、答弁につきましては控えさせていただきます。

また、令和6年度中に取得できない場合、どのようになるかとの御質問ですが、整備計画に遅れが生じてくるものと考えております。

また、西消防署の設計、用地、地質調査委託につきましてはの御質問ですが、現在、入札に向けて事務を進めているところでございます。

次に、2点目の中央消防署の移転についての御質問ですが、既に茂原市から候補地が挙げられておりますが、今後は圏域内のバランスを考慮し、改めて協議してまいりたいと考えております。

次に、3点目の新体制の構築につきましてはの御質問ですが、実施計画の内容には1本部、1消防署、5出張所に関します職責を合わせた機構改革も含まれております。

また、消防基金の創設につきましては、今後、構成市町村と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 小川君、再々質問ありますか。

○10番（小川清隆君） それでは、3回目の質問をさせていただきます。

1点目は令和6年度中に南消防署建設予定地の取得が不可能な場合、予定地の変更はあり得るのか、伺います。

2点目は茂原市から中央消防署の候補地が挙げられているとのことですが、移転候補地によっては統廃合はないと聞いています。このことは事実であるのか、伺います。また、西消防署と味庄分署の統廃合であったと思いますが、いつから中央消防署と味庄分署の統廃合となったのか、伺います。

3点目の実施計画の内容で、5出張所の名称等の変更につきましては指令装置の更新等が大きく関わってくると伺います。名称変更等はいつ頃を考えているのか。また、一括で整備

するのか、伺います。

私の一般質問は終わらせていただきます。答弁よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○議長（梅澤哲夫君） ただ今の再々質問に対し、当局の答弁を求めます。

消防長、秋葉和彦君。

○消防長（秋葉和彦君） 1点目の令和6年度中に南消防署建設予定地の取得が不可能の場合は予定地の変更があり得るのかとの御質問ですが、現時点では考えておりません。

次に、2点目の移転候補地によっては統廃合はないとのが事実であるのかと、いつから中央消防署と味庄分署の統廃合になったのかとの御質問ですが、消防庁舎建設等整備基本計画で8庁舎から6庁舎へと施設の整備を図ること、また、先ほども答弁いたしましたように、圏域内のバランスを考慮し、今後改めて協議してまいりたいと考えております。

次に、3点目の5出張所の名称変更等はいつ頃を考えているのかと一括で整備するのかとの御質問ですが、1本部、1消防署、5出張所の体制が整いましたら一括での実施を考えております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） これを持ちまして、一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は10時50分といたします。

午前10時39分休憩

午前10時50分再開

○議長（梅澤哲夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8「承認第1号専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

白井水道部長。

○水道部長（白井光夫君） 水道部から承認第1号について御説明いたします。

本件は、公用車事故による損害賠償額の決定及び和解について、地方自治法第179条第1項の規定によって急を要するものとして専決処分したもので、同条第3項の規定により、こ

れを報告し、承認を求めるものでございます。

その内容につきましては、令和6年1月15日、茂原市栗生野2419番地先で、本組合水道部職員が運転する公用車が操作を誤り、千葉市花見川区に居住する者の所有する樹木及び構造物に衝突し損害を与えたもので、その損害については早期の修理等が必要であることから、別紙の損害賠償額の決定内容のとおり損害賠償額を定め、同年2月に和解し、専決処分により損害賠償について示談いたしたものでございます。

なお、この賠償額につきましては、水道部が加入しております公益社団法人日本水道協会の水道賠償責任保険で全額補てんされております。

今後、このようなことのないように、安全運転に係る指導を徹底してまいりますので、よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に質疑を許します。質疑の回数は議会運営委員会の決定により、3回までといたします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） なければ質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

なお、採決の方法は起立によりお願いいたします。

「承認第1号専決処分の承認を求めることについて」を原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（梅澤哲夫君） 起立全員です。

したがいまして、承認第1号は原案のとおり承認されました。

日程第9「承認第2号専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

白井水道部長。

○水道部長（白井光夫君） 水道部から承認第2号について御説明いたします。

令和5年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、急を要するものとしたしまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同法第179条第3項により承認を求めるものでございます。

今回、承認をお願いする水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、公用車事故に伴う車両保険金収入及び車両破棄に伴う損失を早急に予算措置する必要があったため、予算を補正したものでございます。

令和5年度水道事業会計補正予算（第3号）の1ページをお開きください。1ページをお願いします。

第2条、収益的収入及び支出でございますが、収入につきましては第1款水道事業収益を230万円増額し、補正後の予定額を50億7,755万1,000円としたものでございます。その内訳でございますが、第1款水道事業収益、第2項営業外収益を、令和6年1月に発生した交通事故に係る車両の保険金収入として230万円増額し、11億1,520万7,000円としたものでございます。

支出につきましては、第1款水道事業費用を149万4,000円増額し、補正後の予定額を47億9,474万8,000円としたものでございます。

その内訳でございますが、第1款水道事業費用、第1項営業費用を、車両の破棄に伴い、償却の対象となる資産が減少したことにより減価償却費が減少したため、43万4,000円減額し45億7,265万5,000円としたものでございます。

第3項特別損失につきましては、破棄する車両の資産価格を費用計上し192万8,000円としたものでございます。

以上が承認第2号の概要でございます。

よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を

省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(梅澤哲夫君) 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(梅澤哲夫君) 質疑なければ質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(梅澤哲夫君) なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

「承認第2号専決処分の承認を求めることについて」を原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(梅澤哲夫君) 起立全員です。

したがいまして、承認第2号は原案のとおり承認されました。

日程第10「認定案第1号から認定案第4号の上程説明及び質疑」を議題といたします。

まず、認定案第1号について提案理由の説明を求めます。

渡辺事務局長。

○事務局長(渡辺裕次郎君) 「認定案第1号令和5年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算」につきまして、決算の概要で御説明させていただきます。

お手元の決算の概要、こちらの方をお手元をお願いいたします。決算の概要でございます。

決算の概要の1ページをお開きください。

上段の表、1歳入歳出決算額(対前年度比)を御覧ください。

一般会計の歳入総額は65億4,025万8,066円、歳出総額は62億8,237万7,350円となりました。歳入歳出差引残額は2億5,788万716円となり、翌年度へ繰り越すべき財源9,774万6,821円を控除した実質収支は1億6,013万3,895円となりました。

なお、対前年度比では歳入が9億6,324万円余、12.8%の減、歳出が10億5,089万円余、14.3%の減、実質収支は6,292万円余、64.7%の増となりました。

続きまして、対前年度比の概要から御説明いたします。

2 ページをお開きください。

1 - 2 歳入科目別決算額（対前年度比）の表でございます。

1 款分担金及び負担金は、48億9,913万円余で前年度より4,788万円余、1%の増となりました。増額となった主な要因は、暫定再任用職員の増、給与改定及び制度改正に伴う職員人件費、可燃ごみ処理施設及び最終処分場施設整備事業債、また、非常備消防施設整備事業債で新たに元金償還が始まったことによる公債費の増額によるものでございます。

次に、2 款使用料及び手数料でございますが、8 億1,078万円余で、前年度より4,724万円余、5.5%の減となりました。減額となった主な要因は、2 項 1 目衛生手数料において、人口の減少に伴うごみや尿の排出量の減少、また、水害による災害廃棄物が生じたことも影響し、一般廃棄物収集処理手数料が減額となったことによるものでございます。

次に、3 款国庫支出金でございますが、9,766万円余で、前年度より 2 億9,318万円余、75%の減となりました。減額となった主な要因は、1 項 1 目衛生費国庫補助金において、ごみ焼却施設基幹的設備改良事業が令和 4 年度で完了したことに伴う二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金の皆減によるものでございます。

次に、4 款県支出金でございますが、1,585万円余で、前年度より2,955万円余、65.1%の減となりました。減額となった主な要因は、1 項 1 目消防費県補助金において、非常備消防施設費で市町村からの要望事業が減少したことに伴う消防防災施設強化事業補助金の減、2 項 1 目消防費県負担金では、新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に移行したことに伴う、新型コロナウイルス感染症患者等の移送に関する協定事業負担金の減額によるものでございます。

次に、5 款財産収入でございますが、1,676万円余で、前年度より365万円余、27.9%の増となりました。増額となった主な要因は、1 項 1 目財産貸付収入において、令和 4 年度はコロナ禍の影響により温水センター浴場棟及びプール棟の賃料の一部241万円余を減免していたこと、2 目利子及び配当金では、令和 5 年 3 月に契約保証金 1 億9,100万円を原資として千葉県公募公債10年債を購入したことに伴う利子によるものでございます。

次に、6 款繰越金でございますが、1 億7,022万円余で、前年度より5,168万円余、23.3%の減となりました。前年度繰越金の内訳でございますが、令和 4 年度からの繰越事業の財源として繰越明許費繰越額分5,890万円余、事故繰越し繰越額分1,411万円余、実質収支額分が9,721万円余でございます。

なお、実質収支額分から予備費に2,000万円を充当し、構成市町村の意向により一般廃棄物処理施設建設基金積立金に2,104万円余を積み立てた、残額5,618万円余を過年度分市町村負担金清算金として構成市町村へ還付いたしました。

次に、7款諸収入でございますが、1億2,893万円余、前年度より1,569万円余、13.9%の増となりました。増額となった主な要因は、2項1目雑入において、ごみ焼却施設の維持管理の工事期間が減少し、発電期間が26日間増加したことに伴う売却電気料金の増額によるものでございます。

次に、8款組合債でございますが、4億90万円、前年度より6億880万円、60.3%の減となりました。減額となった主な要因は、1項1目衛生債において、ごみ焼却施設基幹的設備改良事業が令和4年度で完了したこと、また、新最終処分場建設事業の進捗に伴う減によるものでございます。

続きまして、歳出の対前年度比の概要について御説明いたします。

4ページをお開きください。4ページをお願いいたします。

1－3歳出科目別決算額（対前年度比）の表でございます。

まず、2款総務費でございますが、2億2,858万円余で、前年度より494万円余、2.2%の増となりました。増額となった主な要因は、給与改定及び制度改正に伴う職員人件費の増、また、組合管理棟の高圧受変電設備改修工事による普通建設事業費、水害による温水センタープール棟・浴場棟敷地内の陥没及び排水管破損に係る災害復旧事業費の皆増によるものでございます。

次に、3款民生費でございますが、4,535万円余で、前年度より224万円余、4.7%の減となりました。減額となった主な要因は、1項1目介護認定審査会費において、人事異動に伴う職員人件費の減額によるものでございます。

次に、4款衛生費でございますが、26億8,851万円余で、前年度より12億3,222万円余、31.4%の減となりました。減額となった主な要因は、2項3目可燃物処理費において令和4年度にごみ焼却施設基幹的設備改良事業が完了したことなどによる普通建設事業費の皆減によるもの、4目不燃物処理費では、令和4年度に粗大ごみ破碎機駆動用高圧モーター更新工事を行ったことによる維持補修費の減額によるもの、5目最終処分場費では、令和4年度にエコパーク長生のボイラー更新工事を行ったことによる維持補修費、また、エコパーク長生延命化の嵩上げ工事に係る地元同意事業負担金があったことによる補助費等の減額によるもの、7目新最終処分場建設費では、建設事業の進捗によるもの、また、令和4年度に土木工事実

施設計作成委託及び主な建設用地購入があったことによる普通建設事業費の減額によるもの、10目一般廃棄物処理施設建設基金費は、前年度繰越金の減少によるものでございます。

次に、5款消防費でございますが、27億2,532万円余で、前年度より1億1,143万円余、4.3%の増となりました。増額となった主な要因は、1項1目常備消防費において、暫定再任用職員3人増、給与改定及び制度改正に伴う職員人件費、実績による、千葉消防共同指令センターの運営に係る負担金の増による補助費等の増額によるもの、3目常備消防施設費では消防施設感染対策改修事業、消防庁舎建設事業及び消防車両4台更新購入による普通建設事業費の増額によるものでございます。

次に、7款公債費でございますが、5億7,523万円余で、前年度より6,543万円余、12.8%の増となりました。増額となった主な要因は、衛生債において、令和4年度に借入れた、ごみ焼却施設基幹的設備改良事業、蒸気タービン発電機補修工事、新最終処分場建設用地購入及びエコパーク長生嵩上げ事業、消防債では、高規格救急自動車更新購入、消防団機庫新築事業2棟、また、令和2年度に借り入れた消防団機庫新築事業の元金償還がそれぞれ開始となったことによるものでございます。

以上が一般会計の令和5年度決算の対前年度比の概要でございます。

続きまして、対予算比の概要について歳入から御説明いたします。

7ページをお開きください。7ページをお願いいたします。

2-1歳入科目別決算額（対予算比）の表でございます。

まず、2款2項1目衛生手数料でございますが、予算現額より1,380万円余の増となりました。増額となった主な要因は、茂原市及び長生村が、生活支援対策事業として燃えるごみ専用袋を配布したことによる一般廃棄物収集処理手数料の増額によるものでございます。

次に、3款1項1目衛生費国庫補助金でございますが、予算現額より1億6,452万円余の減となりました。減額となった主な要因は、新最終処分場建設事業の土木建築工事が関係機関との調整に時間を要し、予定の出来高に達しなかったことに伴い、循環型社会形成推進交付金が減額となったことによるものでございます。

次に、8款1項1目衛生債でございますが、予算現額より3億1,630万円の減となりました。減額となった要因は、新最終処分場建設事業の土木建築工事が出来高に達しなかったことによるものでございます。

次に、同2目消防債でございますが、予算現額より2,570万円の減となりました。減額となった要因は、消防庁舎建設事業で南消防署建設用地の取得に時間を要し、翌年度への繰越

事業となったことによるものでございます。

続きまして、歳出の対予算比の概要を御説明いたします。

8ページをお開きください。8ページをお願いいたします。

3-1歳出科目別決算額（対予算比）の表でございます。

表の右から2列目、不用額でございますが、まず、4款2項3目可燃物処理費でございますが、消耗品費及び薬品費の入札差金、自家発電の増による光熱水費などによる需用費の残、焼却灰が見込みより減少したことによる運搬処理委託料の残により、1,579万円余の不用額が生じたものでございます。

次に、同7目新最終処分場建設費でございますが、土木建築工事が予定の出来高に達しなかったことにより4億2,041万円余の不用額が生じたものでございます。

次に、5款1項1日常備消防費でございますが、職員手当の執行実績及びそれに伴う共済負担金による職員人件費の残、また、政府実施の負担軽減策による光熱水費などによる需用費の残により、2,279万円余の不用額が生じたものでございます。

次に、同2目非常備消防費でございますが、消防団員数の減少による年額報酬及び出勤手当の残、実績による消防団車両、消防団機庫の修繕料及び消火栓修繕負担金の残、消防団服など被服費の入札差金などにより、1,987万円余の不用額が生じたものでございます。

続きまして、表の右から3列目、翌年度繰越額でございますが、右の9ページで御説明いたします。

上段の表、繰越明許費繰越でございます。5件の事業が年度内の完了が見込めないことから繰越明許費繰越しを決定いたしました。

まず、2款総務費でございますが、組合管理棟のふれあいホール等照明器具改修工事において、世界情勢の影響により資材調達に不測の時間を要することが判明したことにより、850万円の繰越しを決定。

次に、4款2項3目可燃物処理費でございますが、ごみ焼却施設の電気計装設備更新工事において、世界情勢の影響により資材調達に不測の時間を要することが判明したことにより、2,673万円の繰越しを決定。

次に、5款1項3日常備消防施設費でございますが、1件目は本部防災広報車購入において、車両に搭載する消防救急デジタル無線機のみが世界情勢の影響により年度内に調達できないことが判明したことにより、76万円余、2件目は、消防庁舎建設事業において、南消防署建設用地について用地交渉や地元説明などに時間を要したことにより、5,912万円余の繰

越しを決定いたしました。

次に、同4目非常備消防施設費でございますが、防火水槽撤去工事において事後審査型一般競争入札に付したものの1者応札による開札中止となり、撤去工事の要望のあった白子町と協議を行い了承を得た上で、283万円余の繰越しを決定したことによるものでございます。

続きまして、中段の表、事故繰越し繰越でございます。4件の事業が年度内の完了が見込めないことから事故繰越し繰越を決定いたしました。

まず、4款2項7目新最終処分場建設費でございますが、1件目は九十九里水道送水管移設工事設計委託において、九十九里水道企業団との協議に時間を要したことにより638万円、2件目は新最終処分場土木建築工事において、関係機関との協議に時間を要したことによるもので、令和5年度分の工程のうち繰越し事業として国庫交付金の対象となる令和6年6月末までの工程分として1億713万円余、3件目は電柱移設補償において、添架しているNTT通信設備の移設に時間を要したことにより、76万円余の繰越しを決定。

次に、5款1項1目常備消防費でございますが、新規採用職員被服購入において令和6年2月末に欠員が生じ、新規採用職員増員分の被服一式を追加発注いたしましたが、世界情勢の影響により一部が年度内に調達できないことが判明したことにより、42万円余の繰越しを決定したものでございます。

以上が、一般会計の歳入歳出決算の概要でございます。よろしく御審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 続いて、認定案第2号について提案理由の説明を求めます。

渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺裕次郎君） 「認定案第2号令和5年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費歳入歳出決算」について、同じく決算の概要で御説明申し上げます。

決算の概要の11ページをお開きください。

上段の表、1歳入歳出決算額（対前年度比）を御覧ください。

歳入総額は1億9,343万4,778円、歳出総額は1億8,025万6,304円となりました。歳入歳出差引残額は1,317万8,474円となりました。実質収支も同額でございます。対前年度比では歳入が3,135万円余、19.3%の増、歳出が2,949万円余、19.6%の増、実質収支では186万円余、16.5%の増となりました。

まず、対前年度比の概要から御説明いたします。

12ページをお開きください。12ページをお願いいたします。

上段の表、1－2歳入科目別決算額（対前年度比）を御覧ください。

1款分担金及び負担金は、茂原市、長柄町及び長南町からの負担金で1億3,533万円余となり、前年度より2,751万円余、25.5%の増となりました。増額となった主な要因は、老朽化による設備更新に伴う維持補修費、空調機等改修工事及び大小式場祭壇一式更新購入による普通建設事業費の増額によるものでございます。

次に、2款1項1目使用料でございますが、4,664万円余、前年度より269万円余、5.5%の減となりました。減額となった要因は、火葬件数、式場等及び霊柩車の使用件数の減に伴う使用料の減額によるものでございます。

次に、3款繰越金でございますが、1,131万円余、前年度より649万円余、134.6%の増となりました。

なお、前年度繰越金のうち予備費の財源として100万円を除いた残額1,031万円余を3市町へ還付いたしました。

次に、4款諸収入でございますが、13万円余で、前年度より3万円余、39.7%の増となりました。増額となった主な要因は、自動販売機の電気料金及び管理手数料の増による雑入の増額によるものでございます。

次に、歳出の対前年度比の概要について御説明いたします。

下段の表、1－3歳出科目別決算額（対前年度比）を御覧ください。

1款事業費でございますが、1億8,025万円余で、前年度より2,949万円余、19.6%の増となりました。増額となった主な要因は、老朽化による設備更新に伴う維持補修費、空調機等改修工事及び大小式場祭壇一式更新購入による普通建設事業費の増額によるものでございます。

続きまして、対予算比の概要について御説明いたします。

申し訳ございません、11ページにお戻りください。

11ページの中段の表、2歳入款別決算額（対予算比）を御覧ください。

2款1項1目使用料でございますが、予算現額より178万円余の増となりました。増額となった主な要因は、火葬件数及び式場等の使用実績によるものでございます。

次に、下段の表、3歳出款別決算額（対予算比）を御覧ください。

1款事業費でございますが、不用額は1,034万円余となりました。不用額が生じた主な要因は、政府実施の負担軽減策などによる光熱水費の残、また、委託料及び備品購入費の入札差金によるものでございます。

以上が、特別会計火葬場・斎場事業費の歳入歳出決算の概要でございます。よろしく御審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 続いて、認定案第3号について提案理由の説明を求めます。

白井水道部長。

○水道部長（白井光夫君） 「認定案第3号令和5年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計決算」について、決算の概要にて御説明申し上げます。

14ページをお開きください。14ページをお願いします。

最初に、業務量の状況でございますが、1の給水世帯数は前年度より0.5%増の6万4,644世帯、一方、2の給水人口は前年度より0.8%減の13万7,970人となりました。

また、3の年間総給水量は1.1%増の1,922万5,112立方メートル、表の一番下の5の年間有収水量は0.04%減の1,618万7,438立方メートルとなりました。

次に、1の水道事業収益及び費用についてですが、こちらは税抜き表示となります。水道事業収益でございます。下の表を御覧ください。水道事業収益は前年度決算額に対して840万円余、0.2%減の47億3,643万7,671円となりました。

1項営業収益は、前年度決算額に対して2,003万円余、0.6%増の36億3,959万円余となりました。内訳として、1目給水収益は、前年度決算額に対して2,277万円余、0.6%増の36億2,781万円余となりました。増額となりました主な要因は、工場用水量の増加によるものでございます。

3目その他営業収益は、前年度決算額に対して274万円余、18.9%減の1,178万円余となりました。減額となりました主な要因は、手数料及び消火栓維持管理費に係る収入の減によるものでございます。

2項営業外収益は、前年度決算額に対して2,843万円余、2.5%減の10億9,683万円余となりました。内訳として、1目受取利息及び配当金は0.3%増の1万円余となり、2目給水申込納付金は、前年度決算額に対して2,447万円、14.2%減の1億4,736万円余となりました。減額となりました主な要因は、茂原市、一宮町の新規申込件数が減少したことによるものでございます。

3目市町村負担金は、高料金対策として構成市町村からの負担金で、前年度決算額と同額の4億290万円となり、4目県補助金は、市町村水道総合対策事業補助金で、前年度決算額に対して318万円余、0.8%増の3億8,125万円余となりました。

5目長期前受金戻入は、工事負担金等により取得した資産に係る減価償却費見合い分を取

益化したもので、前年度決算額に対して40万円余、0.3%減の1億5,718万円余となりました。

6目雑収益は、前年度決算額に対して674万円余、45.4%減の812万円余となりました。減額となりました主な要因は、落雷による機器損壊に係る共済金が減少したことによるものでございます。

15ページ、水道事業費用でございます。

下の表を御覧ください。

水道事業費用は、前年度決算額に対して2億2,638万円余、4.9%減の43億9,185万176円となりました。

1項営業費用は、前年度決算額に対して2億1,636万円余、4.9%減の41億9,118万円余となりました。内訳として、1目原水及び浄水費は、前年度決算額に対して3,899万円余、1.5%減の25億1,718万円余となりました。減額の主な要因は、電気料金引下げに伴う動力費の減によるものでございます。

2目配水及び給水費は、前年度決算額に対して8,776万円余、19.1%減の3億7,062万円余となりました。減額の主な要因は、人件費の計上区分の見直し及び配水施設修理等の件数の減によるものでございます。

4目業務費は、前年度決算額に対して1,349万円余、5.3%減の2億4,012万円余となりました。減額の主な要因は、料金徴収業務などの委託費の減によるものでございます。

5目総係費は、前年度決算額に対して116万円余、0.8%減の1億4,941万円余となりました。

6目減価償却費は、配水管等の有形固定資産を定額法により算出したもので、前年度決算額に対して7,441万円余、7.7%減の8億8,936万円余となりました。

7目資産減耗費は、前年度決算額に対して132万円余、7.7%増の1,857万円余となりました。

8目その他営業費用は、前年度決算額に対して185万円余、23.9%減の590万円余となりました。減額の主な要因は、消火栓等の維持管理に係る費用の減によるものでございます。

2項営業外費用は、前年度決算額に対して1,129万円余、5.4%減の1億9,873万円余となりました。内訳として、1目支払利息及び企業債取扱諸費は、前年度決算額に対して1,041万円余、6.5%減の1億4,899万円余となりました。

2目雑支出は、前年度決算額に対して87万円余、1.7%減の4,974万円余となりました。

3項特別損失は、事故車両の破棄による資産損失により192万円余を計上いたしました。

16ページをお開きください。16ページお願いします。

上の表、水道事業の損益計算ですが、表、損益計算のとおり、水道事業収益から水道事業費用を差し引いた当年度純利益は3億4,458万7,495円となり、前年度決算額に対して2億1,798万円余、172.2%の増となりました。

下の決算額と当年度純利益の表は、税込み、税抜きの決算額を表したものでございます。

次に、1立方メートル当たりの供給単価、給水原価でございます。まず、上段の供給単価は水1立方メートル当たりの販売単価を表しており、令和5年度では224.11円で、前年度に比べ1.49円の増となりました。これは、料金単価設定の低い家事用水量の割合が減少したことにより、1立方メートル当たりの単価が増加したものでございます。

また、3つ下の欄、給水原価は、水1立方メートル当たりの生産原価を表しており、令和5年度では261.48円で前年度に比べ13.84円減となりました。これは、取水浄水などに係る動力費や配水施設修理に係る費用が減少したことが単価を引き下げたものでございます。

次に、2の資本的収入及び支出についてです。これは税込み表示となります。

資本的収入でございます。下の表を御覧ください。

資本的収入は、前年度決算額に対して3億7,637万円余、68.1%増の9億2,930万9,317円となりました。

1項企業債、1目企業債は、前年度決算額に対して2億8,960万円、60.5%増の7億6,820万円となりました。うち1億9,260万円は前年度繰越工事に係る借入金となります。増額の要因は、配水管更新事業に係る借入れの増によるものでございます。

2項国庫補助金、1目国庫補助金は、前年度決算額に対して8,012万円余、2,241.2%増の8,369万円余となりました。うち4,774万円余は前年度繰越工事に係る交付金となります。

増額の要因は、配水管更新に係る生活基盤施設耐震化等交付金で、補助対象となる事業費用の増によるものでございます。

3項負担金、1目負担金は、前年度決算額に対して841万円余、12.2%増の7,741万円余となりました。増額の主な要因は、配水管移設などの工事に係る負担金収入の増によるものでございます。

次に、17ページ資本的支出でございます。

中程の表を御覧ください。

資本的支出は、前年度決算額に対して6億5,650万円余、38.8%増の23億4,651万5,484円となりました。

1 項建設改良費は、前年度決算額に対して 5 億4,411万円余、63.7%増の13億9,896万円余となりました。内訳として、1 目消火栓工事費は、前年度決算額に対して452万円余、37.4%増の1,662万円余となりました。増額の主な要因は、消火栓新規設置数の増加による費用の増によるものでございます。

2 目建設事務費は、前年度決算額に対して5,374万円余、84.9%増の 1 億1,701万円余となりました。増額の主な要因は、人件費の計上区分の見直しによるものでございます。

3 目原水施設費は、前年度決算額に対して3,761万円余、50.5%増の 1 億1,215万円余となりました。増額の主な要因は、取水浄水施設の改良工事費用の増によるものでございます。

4 目配水施設費は、前年度決算額に対して 4 億5,405万円余、65.7%増の11億4,470万円余となりました。増額の主な要因は、配水管布設替え工事等に係る費用で 2 億9,212万円余を令和 4 年度から令和 5 年度へ繰越したことによるものでございます。

5 目営業設備費は、前年度決算額に対して120万円余、12.5%減の847万円余となりました。減額の主な要因は、取水ポンプ購入等の機械及び装置に係る費用の減によるものでございます。

2 項企業債償還金、1 目企業債償還金は、前年度決算額に対して1,238万円余、1.5%増の 8 億4,755万円余となりました。

3 項投資、1 目有価証券取得費は県債を 1 億円購入したものでございます。この結果、表の下に記載しましたが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額14億1,720万円余は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1 億491万円余、当年度分損益勘定留保資金 7 億5,268万円余及び建設改良積立金 5 億5,961万円余にて補てんいたしました。下の表及び 18ページに主な建設改良事業について記載しております。

18ページの下段の表、企業債残高でございます。令和 5 年度末の企業債残高は104億7,200万円余となり、前年度と比較し、7,935万円余の減少となりました。

以上が、令和 5 年度水道事業会計決算の概要でございます。

よろしく御審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 続いて、認定案第 4 号について提案理由の説明を求めます。

柴崎病院事務部長。

○公立長生病院事務部長（柴崎 勲君） 「認定案第 4 号令和 5 年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計決算」の認定について決算の概要で御説明申し上げます。

決算の概要の19ページを御覧ください。

初めに、上段の表、業務量の状況について御説明いたします。

1. 病床数につきましては180床でございますが、B棟の52床を休床しており、128床で運用いたしました。

なお、C5病棟は5月までコロナ病棟として使用した後、夜勤対応の看護師不足等により9月まで休床とし、10月から病棟を再開したものでございます。

2. 年間患者数につきましては、入院の年間延べ患者数は2万6,884人で、前年度に対し3,434人の増、1日平均では9.3人の増となりました。増の要因といたしましては、C5病棟が前年度はコロナ患者用5床の利用でしたが、令和5年10月から従来の地域包括ケア病床等として再開したことなどが上げられます。

入院単価は4万6,691円で、前年度に対し、2,964円の減となりました。減の要因といたしましては、コロナ入院患者の診療報酬加算分の減などが上げられます。

次に、外来の年間延べ患者数は7万9,644人で、前年度に対し3,037人の減、1日平均で11.2人の減となりました。減の要因といたしましては、発熱外来患者数の減や内科医師及び皮膚科非常勤医師の退職などが上げられます。

外来単価は1万1,079円で、前年度に対し377円の減となりました。減の要因といたしましては、発熱外来に係る診療報酬の減などが上げられます。

次に、病院事業収益及び費用について御説明いたします。

初めに、病院事業収益でございますが、下段の表を御覧ください。

1 款病院事業収益は31億9,092万5,829円で、前年度に対し3億350万2,518円、8.7%の減となりました。

1 項医業収益は24億7,922万2,215円で、前年度に対し6,406万円余、2.7%の増となりました。主な内訳といたしましては、1 目入院収益が12億5,523万円余で、入院患者数の増等により前年度に対し9,082万円余の増となったものでございます。

2 項医業外収益は6億5,247万円余で、前年度に対し4,546万円余、6.5%の減となりました。主な内訳といたしましては、2 目市町村負担金が4億7,658万円余で、医業収益の増加に伴う基準外負担金の減などにより、前年度に対し9,169万円余の減となったものでございます。

3 項特別利益は5,922万円余で、新型コロナウイルス感染症対応に係る補助金の減などにより、前年度に対し3億2,210万円余、84.5%の減となりました。

次に、20ページの中段の表を御覧ください。

病院事業費用について御説明いたします。

1 款病院事業費用は32億9,845万4,598円で、前年度に対し1億1,476万311円、3.6%の増となりました。

1 項医業費用は31億5,890万円余で前年度に対し8,717万円余、2.8%の増となりました。主な内訳といたしましては、4 目減価償却費は1億8,381万円余で、令和4年度に更新した医療情報システム分の増などにより、前年度に対し5,862万円余の増となったものでございます。

2 項医業外費用は1億3,955万円余で、前年度に対し2,758万円余、24.6%の増となりました。主な内訳といたしましては、3 目雑支出は1億1,415万円余で就学資金義務年限終了に伴う費用化の増により、前年度に対し1,976万円余の増となったものでございます。

この結果、下段の表の一番右下のところになりますが、病院事業収益から病院事業費用を差し引きまして、令和5年度は1億752万8,769円の純損失となりました。

引き続きまして、21ページを御覧ください。

資本的収入及び支出について御説明いたします。

初めに、上段の表の資本的収入から御説明いたします。

1 款資本的収入は3億732万円で、前年度に対し1億6,082万2,000円、34.4%の減となりました。内訳といたしましては、1 項企業債は1億9,640万円で、令和4年度に更新した医療情報システム借入分の減などにより、前年度に対し2億4,980万円の減となったものでございます。

2 項市町村負担金は7,092万円で、繰り出し基準に基づく企業債元金償還金に要する費用として、前年度に対し4,897万円余の増となったものでございます。

3 項国庫補助金は4,000万円で、令和4年度に更新した医療情報システムに係る交付金で、前年度に対し4,000万円の増となったものでございます。

次に、下段の表、資本的支出でございますが、1 款資本的支出は3億5,455万4,964円で、前年度に対し2億1,374万582円、37.6%の減となりました。主な内訳といたしましては、1 項建設改良費、1 目資産購入費は6,206万円余で、令和4年度に更新した医療情報システム分の減などにより、前年度に対し3億6,959万円余の減となったものでございます。

2 項企業債償還金は1億3,140万円余で、前年度に対し8,751万円余の増となったものでございます。

3 項投資は120万円で、看護学生1名に対する就学資金の貸付金でございます。

また、不足額につきましては、資本的収入が資本的支出額に不足する額4,723万4,964円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補てんをいたしました。

以上、令和5年度病院事業会計決算の概要について御説明いたしました。よろしく御審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で、認定案第1号から認定案第4号までの説明が終わりました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時57分休憩

午後 1時00分再開

○議長（梅澤哲夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、監査委員に監査報告を求めます。

片岡代表監査委員。

○代表監査委員（片岡 修君） 監査委員を務めております片岡でございます。

私の方から監査報告を申し上げます。

去る7月17日、組合管理棟ふれあいホールにおきまして議会選出の柴田監査委員とともに、令和5年度の長生郡市広域市町村圏組合一般会計、特別会計、水道事業会計及び病院事業会計の各決算と、もう1件は公営企業であります水道及び病院事業における経営健全性についての審査を行いました。それらの審査の結果について申し上げます。

まず、各会計の決算ですが、決算に関わる関係帳簿などは関係法令に基づいて調製されており、各会計の計数は正確で予算の執行内容も適正であると認められました。

次に、水道及び病院事業の健全性についてですが、提出されました関係書類を審査いたしましたところ、両事業会計とも資金不足額は生じておらず、資金不足比率は算定されていないことから経営の健全性が認められましたので、8月7日付で決算並びに経営健全化審査意見書を管理者に提出したところでございます。

なお、申し添えますと、各会計の決算に関わる所見と経営健全化審査意見につきましては審査意見書に取りまとめてございますので、御覧いただきたいと思います。

以上で監査報告を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 御苦勞さまでした。

監査報告は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定案4件については、質疑終了後、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中に審査することにしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） 異議なしと認めます。

したがって、認定案第1号から認定案第4号までは、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中に審査することに決定いたしました。

認定案第1号から認定案第4号についてこれより質疑に入りますが、詳細な質疑については決算審査特別委員会が設置されますので、その委員会で審査、質疑をお願いすることとし、この場では総括的な質疑ということでお願ひいたします。

まず、認定案第1号について質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） なければ認定案第1号の質疑を終わります。

続いて、認定案第2号について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） なければ認定案第2号の質疑を終わります。

続いて、認定案第3号について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） なければ認定案第3号の質疑を終わります。

続いて、認定案第4号について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） なければ認定案第4号の質疑を終わります。

お諮りいたします。

決算審査特別委員会を設置するに当たり、委員会構成は茂原市3名、町村1名ずつの計9名の委員をもって構成したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(梅澤哲夫君) 異議なしと認めます。

したがって、茂原市3名、町村1名ずつの計9名の委員をもって構成することに決定いたしました。

決算審査特別委員会委員の選任については議会委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名します。

2番岡沢与志隆君、3番小久保ともこ君、4番鈴木敏文君、8番袴田忍君、10番小川清隆君、12番岡本高直君、14番酒井良信君、16番本吉敏子君、18番御園生明君。

お諮りいたします。

以上、9名を決算審査特別委員会委員に指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(梅澤哲夫君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました9名を選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩とします。

再開は午後1時25分といたします。

なお、ただいま選任されました決算審査特別委員の方は第2研修室にお集まりください。

午後 1時06分休憩

午後 1時23分再開

○議長(梅澤哲夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に別室におきまして決算審査特別委員会が開かれ、委員長及び副委員長の互選がありました。その結果、委員長に16番本吉敏子君が、副委員長に3番小久保ともこ君が選ばれましたので、御報告いたします。

日程第11「議案第1号令和5年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白井水道部長。

○水道部長(白井光夫君) 「議案第1号令和5年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計

未処分利益剰余金の処分について」御説明いたします。

その内容でございますが、地方公営企業法第32条第2項の規定により、利益剰余金に係る未処分利益剰余金を資本金へ組み入れることについて、議会の議決を求めるものでございます。

資料の3枚目を御覧ください。

上段の「令和5年度長生広域水道事業剰余金計算書説明資料」の表、中ほどの建設改良積立金ですが、改良工事の財源として5億5,961万1,642円を取り崩したことにより、同額が未処分利益剰余金に振り替えられます。この5億5,961万円余は資金の裏づけがなくなり、利益剰余金の中で資金の裏づけがあるものとなないものが混在することとなります。

下段の「令和5年度長生広域水道事業剰余金処分計算書説明資料」を御覧ください。

このことから、資金の裏づけがない利益剰余金を資本金へ組み入れ、財務状況を明瞭にするものでございます。

以上、未処分利益剰余金の処分についての説明を申し上げました。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） 質疑なければ質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

「議案第1号令和5年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計未処分利益剰余金の処分

について」を原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（梅澤哲夫君） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第12「議案第2号令和5年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計建設改良積立金への積立てについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白井水道部長。

○水道部長（白井光夫君） 「議案第2号令和5年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計建設改良積立金への積立てについて」御説明いたします。

その内容でございますが、地方公営企業法施行令第24条第1項の規定により、未処分利益剰余金を建設改良積立金に積み立てることについて、議会の議決を求めるものでございます。

資料の3枚目、下段の「令和5年度長生広域水道事業剰余金処分計算書」を御覧ください。

今までの水道事業経営で発生した未処分利益剰余金は令和5年度末で16億325万448円でございますが、建設改良事業の増加に伴い、不足する資金を補うため、建設改良事業の財源として全額積み立てるものでございます。

以上、建設改良積立金への積立てについての説明を申し上げました。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（梅澤哲夫君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（梅澤哲夫君） 質疑なければ質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（梅澤哲夫君） なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

「議案第2号令和5年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計建設改良積立金への積立てについて」を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（梅澤哲夫君） 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第3号令和6年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺裕次郎君） 「議案第3号令和6年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

議決事項につきましては、補正予算書の1ページから2ページの第1表 歳入歳出予算補正まででございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条、本案は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ320万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億7,769万7,000円にしようとするものでございます。

なお、本補正予算で市町村負担金に増額は生じません。

では、その内容を御説明申し上げます。

4ページをお開きください。

上段に歳入、下段が歳出でございます。

本案では、4件についての補正予算を計上しております。

1件目でございますが、夜間急病診療所に係るもので、歳入においては2款1項2目1節夜間急病診療所診療使用料で実績及び見込みにより30万円を増額し、歳出におきましては4款1項2目夜間急病診療所費の13節使用料及び賃借料で、夜間急病診療所で運転免許証を所持していない医師や送迎距離が増加したことで、医師送迎用の車借上料が不足する見込みとなったため、同じく30万円を増額しようとするものでございます。

2件目でございますが、ごみ焼却施設で発電している電気の売却に係るもので、令和6年

4月から経済産業省が所管する発電側課金制度が導入されましたが、制度開始の通知が令和6年1月であり、令和6年度当初予算に反映させることができなかったものでございます。

内容といたしましては、ごみ焼却施設で発電した電気を売却する際の送電網及び配電網の使用料を「系統連系受電サービス料金（発電側課金）」として、発電事業者である本組合も一部負担することになったものでございます。

なお、併せて歳入となる売却電気料金に本組合が支払う「系統連系受電サービス料金」と同額が転嫁額として支払われるため、実質的な本組合の負担はございません。

補正予算計上額といたしましては、歳入においては7款2項1目1節雑入で、売却電気料金（系統連系受電サービス分）として190万円を増額し、歳出におきましては4款2項3目可燃物処理費の13節使用料及び賃借料で系統連系受電サービス料金（発電側課金）として、同じく190万円を増額しようとするものでございます。

3件目でございますが、清水三郎医院の清水三郎院長から地域医療の充実に対する指定寄附を受納し、救急実技講習用備品として中学生の救急実技講習に使用する心肺蘇生法トレーニングキット一式3組を購入しようとするもので、歳入においては9款1項1目1節保健衛生事業寄附金に100万円の皆増、歳出におきましては4款1項1目保健衛生総務費の17節備品購入費で救急実技講習用備品として同じく100万円を増額しようとするものでございます。

4件目でございますが、茂原市からの非常備消防施設の要望事業変更に係るもので、民有地に設置されている防火水槽について、7月に地権者から早急な撤去を求められました。当該防火水槽は、総務省消防庁の定める「消防水利の基準」に満たない容量であり、撤去後は周囲水利で災害対応可能なため、防火水槽の撤去工事を追加し、また、その財源として消火栓新設工事を3栓から1栓に変更し、その事業費を組み替えようとするものでございます。いずれも歳出において、5款1項4目非常備消防施設費の14節工事請負費で防火水槽撤去工事として327万8,000円の増額、また、同18節負担金補助及び交付金で消火栓新設工事負担金から327万8,000円を減額しようとするものでございます。

以上、議案第3号について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(梅澤哲夫君) 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(梅澤哲夫君) 質疑なければ質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(梅澤哲夫君) なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

「議案第3号令和6年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算(第1号)」を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(梅澤哲夫君) 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第14「議案第4号令和6年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白井水道部長。

○水道部長(白井光夫君) 「議案第4号令和6年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計補正予算(第1号)」について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

初めに、第2条収益的収入及び支出、第3条資本的収入及び支出について補正予算説明書にて説明させていただきますので、12ページを御覧ください。

収益的収入及び支出でございます。

支出の第1款水道事業費用ですが、608万8,000円増額し、補正後の予定額を48億841万8,000円にしようとするものです。その内訳ですが、第1項営業費用、5目総係費を職員の異動により608万8,000円増額し、2億513万5,000円にしようとするものです。

続きまして、13ページを御覧ください。

資本的収入及び支出でございます。

収入の第1款資本的収入でございますが、1,244万4,000円増額し、10億1,043万円にしようとするものでございます。その内訳でございますが、2項負担金、1目負担金を受託工事として施行する茂原市の下水道事業、内水対策関連事業に伴う配水管布設替え工事などに係る負担金収入の増加により1,244万4,000円増額し、2億6,883万円にしようとするものでございます。

続きまして、支出の第1款資本的支出は1億3,423万3,000円増額し、補正後の予定額を23億9,452万7,000円にしようとするものです。その内訳ですが、第1項建設改良費、第2目建設事務費は職員の異動などにより587万9,000円減額し、1億1,700万3,000円にしようとするものでございます。

第4目配水施設費につきましては、千葉県及び市町村が実施する道路改良に伴う配水管布設替え工事や茂原市が実施する内水対策関連事業、交通安全施設整備事業などに係る配水管布設替え工事及び交付金事業に係る既設管の撤去工事や老朽化した水管橋の更新工事の増加などにより、1億3,790万7,000円増額し、11億3,452万2,000円にしようとするものでございます。

第5目営業設備費につきましては、車両事故に伴う新規車両購入に伴い220万5,000円増額し、2,464万7,000円にしようとするものでございます。

恐れ入ります。1ページにお戻りください。

このことにより、第3条資本的収入及び支出は、予算第4条本文括弧書きについて、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を13億8,409万7,000円に改め、補てん財源を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億3,223万5,000円、当年度分損益勘定留保資金7億2,915万7,000円及び建設改良積立金5億2,270万5,000円で補てんすることに改めるものです。

以上、令和6年度水道事業会計補正予算（第1号）の説明を申し上げました。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） なければ質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

「議案第4号令和6年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第1号）」を原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（梅澤哲夫君） 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第15「議案第5号令和6年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

柴崎病院事務部長。

○公立長生病院事務部長（柴崎 勲君） 「議案第5号令和6年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第2条、資本的収入及び支出の予定額の補正でございますが、8ページの補正予算説明書にて御説明いたします。

最終ページの8ページを御覧ください。

1款資本的支出は既決予算額に180万円を増額し、4億7,468万4,000円にしようとするものでございます。

内容といたしましては、3項投資、1目その他投資、1節その他投資に医療技術者就業支度金貸付として、180万円を増額しようとするものでございます。

なお、議案第6号で制定しようとする「長生郡市広域市町村圏組合病院事業医療技術者就

業支度金貸付条例」に要する予算として貸付額36万円の5名分を補正するものであります。

次に、1ページにお戻りください。

資本的収入及び支出、第2条資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,370万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額193万9,000円、過年度分損益勘定留保資金1億1,176万1,000円で補てんするものとするに改め、資本的支出の予定額を補正するものでございます。

なお、資本的収入に変更はございません。

以上、議案第5号について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） なければ質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

「議案第5号令和6年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計補正予算（第1号）」を原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（梅澤哲夫君） 起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第16「議案第6号長生郡市広域市町村圏組合病院事業医療技術者就業支度金貸付条例

の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

柴崎病院事務部長。

○公立長生病院事務部長（柴崎 勲君） 「議案第6号長生郡市広域市町村圏組合病院事業医療技術者就業支度金貸付条例の制定について」御説明申し上げます。

本案につきましては、看護師及び薬剤師等医療技術者の就業に当たり、支度金を貸し付ける制度を設け、就業しやすい環境を整え、もって公立長生病院の医療の充実を図ろうとするものでございます。貸付金額は36万円で、申出により返還を猶予し、3年間勤務した場合には返還が免除となるものでございます。

以上、議案第6号について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） なければ質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

「議案第6号長生郡市広域市町村圏組合病院事業医療技術者就業支度金貸付条例の制定について」を原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（梅澤哲夫君） 起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第17「議案第7号職員旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺裕次郎君） 「議案第7号職員旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

本案は、令和6年3月からJR東日本が外房線特別急行列車について自由席を廃止し、全席指定席としたことにより、現行規定では、茂原駅から東京駅までの出張で特急列車の利用ができなくなったことに対応し、座席指定料金に係る規定を改正するとともに、現在の列車運行の状況等に合わせた所要の改正をするものでございます。

主な改正内容は2点でございます。

1点目は、全席指定席化した特急列車において東京駅までの利用が可能となるように、「座席指定料金の対象となる距離規定」を改正し、「特急料金の対象となる距離規定」との整合を図るものです。具体的には、現在、特急列車利用対象が片道70キロメートル以上、座席指定利用対象が片道100キロメートル以上としているところ、座席指定利用対象の距離を短縮し、特急列車利用対象の距離と同じ70キロメートル以上を対象とするものです。茂原駅から東京駅までの距離は73.5キロメートルですので、本案の改正により東京駅までの出張で特急列車指定席の利用で旅費支給が可能となるものです。

2点目は、現行規定で「普通急行列車」と「特別急行列車」を分けて規定しておりますが、現在、JRで定期便がない普通急行列車の規定を廃止するとともに、普通・特別急行列車の区別をする必要がないため、総称して急行列車とするものでございます。

以上、議案第7号について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(梅澤哲夫君) なければ質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(梅澤哲夫君) なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

「議案第7号職員旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(梅澤哲夫君) 起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第18「議案第8号監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、9番麻生安夫君については暫時退場願います。

(9番麻生安夫君 暫時退場)

○議長(梅澤哲夫君) 提案理由の説明を求めます。

管理者、市原淳君。

○管理者(市原 淳君) 「議案第8号監査委員の選任につき同意を求めることについて」提案理由を御説明申し上げます。

本案は、議会選出の監査委員でございました柴田孝議員が令和6年8月28日をもって退任されたことに伴いまして、その後任に組合議員であります麻生安夫議員を監査委員に選任いたしたく、議員各位の賛同をお願いする次第でございます。

なお、退任されました柴田議員におかれましては、監査委員として組合運営に多大なるご尽力を賜りましたことに衷心より御礼申し上げます。

以上、提案理由を御説明申し上げます。よろしく御願申し上げます。

○議長(梅澤哲夫君) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(梅澤哲夫君) 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。
お諮りいたします。

本案は質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(梅澤哲夫君) 異議なしと認めます。

これより採決に入ります。

「議案第8号監査委員の選任につき同意を求めることについて」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(梅澤哲夫君) 起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり同意されました。

麻生君の入場を認めます。

(9番麻生安夫君 入場)

○議長(梅澤哲夫君) 9番麻生安夫議員にお知らせいたします。

監査委員の選任については、同意することに決定いたしました。

監査委員の紹介をいたします。麻生安夫監査委員より御挨拶をお願いいたします。

○監査委員(麻生安夫君) ただいま皆様方から御同意をいただきました、睦沢町の麻生と申します。

何分不慣れでございますので、皆様方の御協力を踏まえながら、本職を全うしていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

簡単ですが、御挨拶に代えさせていただきます。(拍手)

○議長(梅澤哲夫君) 次に、日程第19「議案第9号教育長の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者、市原淳君。

○管理者(市原 淳君) 「議案第9号教育長の任命につき同意を求めることについて」御説明申し上げます。

本案は、当組合の教育長でございました茂原市教育長の内田達也氏が令和6年3月31日付で辞職され、現在、教育長が欠員となっていることから、茂原市教育長の富田浩明氏を任命したく、議会の同意を求めるものでございます。

富田氏は、長年、教職や教育行政に携わり、当組合の教育長に適任と考えるものでございます。

以上、提案理由を御説明申し上げました。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思ひますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本案は質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思ひますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） 異議なしと認め、これより採決に入ります。

「議案第9号教育長の任命につき同意を求めることについて」を原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願ひます。

（賛成者起立）

○議長（梅澤哲夫君） 起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり同意されました。

次に、日程第20「議案第10号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者、市原淳君。

○管理者（市原 淳君） 「議案第10号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」御説明申し上げます。

本案は、当組合の教育委員会委員でございました長柄町教育長の石川和之氏が令和6年3月31日付で辞職され、現在、教育委員1名が欠員となっていることから、長生村教育長の木島晃一氏を任命したく、議会の同意を求めるものでございます。

木島氏は長きにわたって学校教育に携わり、当組合の教育委員会委員に適任と考えるものでございます。

以上、提案理由を御説明申し上げました。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております案件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思ひますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本件は質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思ひますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） 異議なしと認め、これより採決に入ります。

「議案第10号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願ひます。

（賛成者起立）

○議長（梅澤哲夫君） 起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり同意されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議に係る会議録の調製に当たり、字句その他細部の整理を要するものについては、会議規則第43条の規定によって議長に委任していただきたいと思ひますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梅澤哲夫君） 異議なしと認めます。

これをもって、令和6年第2回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会を閉会したいと思います。

御苦労さまでした。

午後2時08分閉会